

**第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画後期計画  
子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて**

**1. 計画の中間年の見直しについて**

本計画では、国の子ども・子育て支援法に基づき、本市における教育・保育提供区域の設定を行い、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み（必要と見込む利用定員）」と供給の指標となる「確保方策（計画で定める利用定員）」を定め、そのバランスを見ながら教育・保育施設等を計画的に整備することとしています。

国で示された中間年の見直しのための考え方によると、今年度が計画の中間年の見直しの時期にあたり、実績値（認定を受けた人数）と量の見込みを比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断することとされていることから、実績値と量の見込みについて比較を行いました。

**2. 「実績値（令和3年10月1日時点）」と「量の見込み」の比較結果**

○ 1号認定

	実績値	量の見込み	比較
全体	1,706	1,817	94%

○ 2号認定（3～5歳児クラス）

	実績値	量の見込み	比較
全体	3,271	3,161	103%
北部	749	725	103%
西部	896	872	103%
東部	1,538	1,441	107%
南部	88	123	72%

○ 3号認定（0～2歳児クラス）

	実績値	量の見込み	比較
全体	2,618	2,739	96%
北部	598	634	94%
西部	699	724	97%
東部	1,262	1,306	97%
南部	59	75	79%

**3. 結論**

結果として、いずれの認定区分においても全体では10%以上の乖離は生じていないことから、今年度において、中間年の見直し（令和5～6年度の変更）は行わないこととします。

なお、南部地区（是川・南郷地区）において、10%以上の乖離が生じていますが、量の見込み（需要）を下回る実績値であることから、確保方策（供給）に影響はないものと判断できます。

また、今年度に限らず、必要に応じて見直しはできるとされていることから、今後の実績等により見直しが必要と判断される場合には、適宜検討していくこととします。